



社団法人 日本病理学会  
〒113-0034  
東京都文京区湯島1-2-5  
聖堂前ビル7階  
TEL: 03-6206-9070  
FAX: 03-6206-9077  
E-mail jsp-admin@umin.ac.jp  
http://pathology.or.jp

社団法人日本病理学会

第302号

平成25年(2013年)3月刊

### 1. 平成25年度日本病理学会病理専門医試験について

平成25年度の病理専門医試験は、7月27日(土)、28日(日)に東京医科大学にて行われます。

平成17年度以降の医籍登録者につきましては、新受験資格にて資格審査が行われています。受験希望者はE-mail(jsp-admin@umin.ac.jp)にて申請者本人より事務局宛お申込下さい。その際、① 会員番号、② 氏名、③ 取り寄せ書類の別(新受験資格 あるいは従来の受験資格)を必ずお知らせください。

〈平成17年度以降の医籍登録者(新受験資格)〉

#### 平成25年度日本病理学会病理専門医試験申請要綱

1. 病理専門医試験を受験しうる者は、日本病理学会病理専門医制度規程により下記の資格すべてをそなえた者であること。
  - (イ) 日本国の医師免許を取得していること。
  - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
  - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会正会員であること。
  - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定)を修了していること。
  - (ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、4年以上人体病理学を实践した経験を有していること。また、その期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし、その細則は別に定める。なお、法医学での研修期間は、2年(法医学専攻の大学院修了者)までを充当することができる。
  - (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。
  - (ト) 人格・識見に関する研修指導責任者の推薦があること。
  - (チ) 人体病理業務に専任していること。

2. 病理専門医試験に必要な書類は、次の通りである。

- 1) 専門医試験願書(写真4×3cm 2枚, 受験票を含む)
- 2) 資格審査申請書 2部(1部は写しで可)  
病理専門医の資格があるかどうかを審査するのに必要な書類で、その記載内容が適正であり、誤りや不

明な点がないよう留意すること。

- a. 病理解剖症例数 40例以上
  - b. 組織診症例数 5,000件以上, 迅速診断 50件以上
  - c. 細胞診症例数 1,000件以上(スクリーニング・陰性例を含む)
- 3) 病理専門医研修手帳
- a. 研修証明書
  - b. 病理専門医研修指導責任者の推薦書
  - c. 研修目標と評価表
  - d. 日本国の医師免許証 写し
  - e. 死体解剖資格認定証明書 写し
  - f. 臨床研修の修了証明書 写し
  - g. 病理組織診断に関する講習会の受講証の写し
  - h. 細胞診に関する講習会の受講証の写し
  - i. 剖検講習会の受講証の写し
  - j. みずからの執刀による病理解剖の明細
  - k. 迅速診断リスト
- 4) 病理解剖報告書の写し(病理学的考察が加えられ、申請者と指導医の署名が必要) 40例以上
  - 5) 術中迅速診断報告書の写し(申請者の署名が必要) 50件以上
  - 6) CPC報告書の写し 病理医としてCPCを担当し、作成を指導、または自らが作成したCPC報告書2症例以上(症例は4)の40例のうちでよい、書式は臨床研修医CPCレポートに準ずる)
  - 7) 人体病理学についての業績(原著あるいは学会演題抄録)3編以上の別刷ないし写し
- ※続きは〈両者共通〉を参照

〈平成16年度以前の医籍登録者(従来の受験資格)〉

#### 平成25年度日本病理学会病理専門医試験申請要綱

1. 病理専門医試験を受験しうる者は、日本病理学会病理専門医制度規程により下記の資格すべてをそなえた者であること。
  - (イ) 日本国の医師免許を取得していること。
  - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
  - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会正会員であること。
  - (ニ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年以上の人体病理学を实践した経験をもち、その期間中に

次の各項の研修を修了していること。ただし、5年の実践期間のうち最高1年までを、厚生労働大臣の指定した臨床研修病院における臨床研修（臨床検査医学研修を含む）をもって充当すること、また、法医学の研修期間は、2年（法医学専攻の大学院修了者）までを充当することができる。

- (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖（剖検）を行い、病理解剖最終診断報告書を作成した剖検例を40例以上経験していること。
- (b) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を行った生検ならびに手術切除検体5,000件（50件以上の術中迅速診断を含む）以上を経験していること。
- (c) 日本病理学会（支部を含む）、国際病理アカデミー日本支部等の主催する病理組織診断に関する講習会を受講していること。
- (d) 日本病理学会等の主催する細胞診に関する講習会を受講していること。
- (ホ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。
- (ヘ) 人格・識見に関する研修指導責任者の推薦があること。
- (ト) 人体病理業務に専任していること。

2. 病理専門医試験に必要な書類は、次の通りである。

- 1) 専門医試験願書（写真4×3cm 2枚、受験票を含む）
- 2) 資格審査申請書 2部（1部は写しで可）  
病理専門医の資格があるかどうかを審査するのに必要な書類で、その記載内容が適正であり、誤りや不明な点がないよう留意すること。
  - a. 病理解剖症例数 40例以上
  - b. 組織診症例数 5,000件以上、迅速診断 50件以上
  - c. 細胞診症例数 1,000件以上（スクリーニング・陰性例を含む）
- 3) 証明書およびリスト
  - a. 研修施設が日本病理学会認定研修施設（認定施設および登録施設）であることの証明書 写し
  - b. 病理専門医研修指導責任者の推薦書
  - c. 日本国の医師免許証 写し
  - d. 死体解剖資格認定証明書 写し
  - e. 病理組織診断に関する講習会の受講証の写し
  - f. 細胞診に関する講習会の受講証の写し
  - g. 剖検講習会の受講証の写し
  - h. みずからの執刀による病理解剖の明細
  - i. 迅速診断リスト
- 4) 病理解剖報告書の写し（病理学的考察が加えられ、申請者と指導医の署名が必要） 40例以上
- 5) 術中迅速診断報告書の写し（申請者の署名が必要） 50件以上

- 6) 人体病理学についての業績（原著あるいは学会演題抄録）3編以上の別刷ないし写し

※続きは〈両者共通〉を参照

〈両者共通〉

- 3. 申請期間：平成25年4月1日より平成25年4月30日まで（消印有効）  
試験実施日：平成25年7月27日（土）、28日（日）  
試験会場：東京医科大学（病院ではありません）  
〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1
- 4. 受験手数料として、30,000円を申請時前納すること（資格審査料10,000円 試験料20,000円）。
- 5. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料20,000円を納入すること。
- 6. 試験合格者は、自動的に病理専門医部会員になり、部会費年額6,000円を納入すること。
- 7. 申請宛先  
〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5  
聖堂前ビル7階  
日本病理学会事務局  
TEL：03-6206-9070 FAX：03-6206-9077  
E-mail：jssp-admin@umin.ac.jp  
※試験に関する郵送物の送付先は、学会登録連絡先と同じです。  
変更がある場合は、必ずご連絡ください。

#### 病理専門医試験申請に関する注意事項

病理専門医試験受験資格申請について、書類の記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却、あるいは受験申請が受理されないことがあります。申請に当たっては以下の点に留意してください。

##### 1. 死体解剖資格について

受験申請時に死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までに間に合わなかった場合は、受験資格は認められませんので、受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。

##### 2. 剖検について

剖検は申請者本人が自ら行った主執刀40例以上で、申請者本人ならびに指導医の自筆署名がなされた正式報告書原本（施設名が印刷されていること）の写しとします。申請される症例の重複や明らかな副執刀は認められません。

- (a) 死体解剖資格の認定は主執刀15例以上、副執刀5例以上となっていますが、この副執刀は含まれません。主執刀40例以上が必要です。

(b) 局所解剖，ネクロプシーは含まれません。

### 3. 剖検報告書，術中迅速診断報告について

日本病理学会の認定する研修施設外での剖検，迅速を含む病理診断は受験申請の対象として認められません。

### 4. 診断講習会，細胞診講習会，剖検講習会について

受講証明書には申請者本人の氏名を必ず記入して下さい。

受験該当年の受講を予定していると，実際は学会発表と重なることもあり，受験予定の前年までに受講して下さい。

#### (a) 病理組織診断に関する講習について

病理組織診断に関する講習会とは，日本病理学会（支部を含む），国際病理アカデミー日本支部等の主催する病理組織診断に関する講習会で，春期日本病理学会総会時の病理診断講習会と病理専門医の更新時クレジットの対象集会のみが該当します。

#### (b) 細胞診に関する講習について

細胞診に関する講習とは，医師を対象とし全域を網羅したものであることが要件であり，現時点では日本病理学会主催による「細胞診講習会」および日本臨床細胞学会による「細胞診断学セミナー」のみが該当します。細胞診専門医は受講不要です（認定証写しを添付して下さい）。

#### (c) 剖検講習会について

日本病理学会主催の講習会のみが対象です。

### 5. 業績について

受験資格に必要な業績は人体病理学に関する論文，学会発表が3編以上です。学会発表の場合は必ず抄録の写しを添えて提出して下さい。

(a) 業績の3編すべてが学会発表の抄録のみは不可で，少なくとも1編がしかるべき雑誌あるいは“診断病理”等に投稿発表されたもので，少なくとも1編が申請者本人が筆頭であること。

(b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は，申請者本人が筆頭であるものに限りです。

(c) 3編は内容に重複がないものに限りです。

(d) 原著論文は人体病理に関するもの他，人体材料を用いた実験的研究も可です。

### 6. その他

(a) 各申請書類には氏名の記載漏れがないかチェックして下さい。

(b) 資格審査申請書の記載にあたっては別紙「記載例」を参照し，記載項目の中で，記載しきれない事項は備考欄を使用して下さい。

(c) 申請書類に記載されている患者名はマジックなどで必ず消して下さい。消していない場合は，一度書類を返却いたします。

(d) コンピュータで作成された報告書では電子署名の他に，申請者の自筆署名をして下さい。指導者の項

も指導者ご自身が自署して下さい。

(e) CPC レポートは臨床的事項が必ず含まれていることとします。

(f) 申請時に，申請書類は要綱の「2. 必要書類」に記載された順に並べて申請して下さい。

(g) 「みずからの執刀による病理解剖リスト」「迅速診断リスト」は日本病理学会ホームページからダウンロードでき，入力し印刷したものに差替えての提出も可能です。

(TOP > 病理医への扉 > 病理専門医研修カリキュラム)

日本病理学会病理専門医制度運営委員会  
病理専門医資格審査委員会

## 2. 平成 25 年度日本病理学会口腔病理専門医試験について

平成 25 年度の口腔病理専門医試験は，7 月 27 日（土），28 日（日）に東京医科大学にて行われます。

平成 18 年度から 22 年度の歯科医籍登録者につきましては，新受験資格にて資格審査が行われています。受験希望者は E-mail (jsp-admin@umin.ac.jp) にて申請者本人より事務局宛お申込下さい。その際，① 会員番号，② 氏名，③ 取り寄せ書類の別（口腔新受験資格あるいは口腔従来受験資格）を必ずお知らせください。

尚，平成 23 年度以降歯科医籍登録者からは試験要綱が異なります。HP を参照の上研修を行って下さい。

### 平成 25 年度日本病理学会口腔病理専門医試験申請要綱 <平成 18 年度から 22 年度までの歯科医籍登録者（新受験資格）>

1. 口腔病理専門医試験を受験しうる者は，日本病理学会口腔病理専門医制度規程により下記の資格すべてをそなえた者であること。

(イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること。

(ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。

(ハ) 出願時 3 年以上継続して日本病理学会会員であること。

(ニ) 口腔病理専門医受験申請時に，厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院もしくは診療所における臨床研修（歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）を修了していること。

(ホ) 上記(ニ)の臨床研修を修了後，日本病理学会の認定する研修施設において，4 年以上人体病理学を実践した経験を有していること。また，その期間中に病理診断に関わる研修を修了していることとし，その細則は別に定める。

(ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が 3 編以上あること。

(ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。



2. 口腔病理専門医試験に必要な書類は、次の通りである。

- 1) 口腔病理専門医試験願書（写真 4×3cm 2 葉，受験票を含む）
- 2) 資格審査申請書 2 部（1 部は写しで可）  
口腔病理専門医の資格があるかどうかを審査するのに必要な書類で、その記載内容が適正であり、誤りや不明な点がないよう留意すること。
  - a. 病理解剖症例数 10 例以上
  - b. 組織診症例数 1,000 件以上（口腔を含む著しく片寄らない症例で、若干の術中迅速診断を含む）
  - c. 細胞診の基礎的能力を習得していること
- 3) 歯科医師免許証の写し 1 部
- 4) 臨床研修の修了証明書 写し 1 部
- 5) 死体解剖資格認定証明書の写し 1 部
- 6) 人体病理学についての業績（原著あるいは学会演題抄録）3 編以上の別刷ないし写し 各 1 部
- 7) 病理解剖リスト 1 部
- 8) 推薦書

3. 申請期間：平成 25 年 4 月 1 日より平成 25 年 4 月 30 日まで（消印有効）

試験実施日：平成 25 年 7 月 27 日（土），28 日（日）

試験会場：東京医科大学（病院ではありません）

〒160-8402 京都新宿区新宿 6-1-1

4. 受験手数料として、30,000 円を申請時前納すること（資格審査料 10,000 円 試験料 20,000 円）。

5. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料 20,000 円を納入すること。

6. 申請宛先

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-2-5

聖堂前ビル 7 階

日本病理学会事務局

TEL：03-6206-9070 FAX：03-6206-9077

E-mail：jsp-admin@umin.ac.jp

※試験に関する郵送物の送付先は、学会登録連絡先と同じといたします。

変更がある場合は、必ずご連絡ください。

#### 口腔病理専門医試験申請に関する注意事項

口腔病理専門医試験受験資格申請について、書類の記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却、あるいは受験申請が受理されないことがあります。申請に当たっては以下の点に留意してください。

1. 死体解剖資格について

受験申請時に死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までに間に合わなかった場合は、受験資格は認められませんので、受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。

2. 剖検について

剖検は、いちじるしく片寄らない症例について申請者自らの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附した症例 10 例以上とします。申請される症例の重複や明らかな副執刀は認められません。

3. 業績について

受験資格に必要な業績は以下の内容が望ましく、学会発表の場合は必ず抄録の写しを添えて提出して下さい。

- (a) 業績 3 編のうち少なくとも 1 編は申請者本人が筆頭であり、また、少なくとも 1 編は“診断病理”等のしかるべき雑誌に発表された論文であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限ります。
- (c) 3 編は内容に重複がないものに限ります。
- (d) 原著論文は人体病理に関するもの他、人体材料を用いた実験的研究も可です。

4. その他

- (a) 各申請書類には氏名の記載漏れがないかチェックして下さい。
- (b) 資格審査申請書の記載にあたっては別紙「記載例」を参照し、記載項目の中で、記載しきれない事項は備考欄を使用して下さい。
- (c) 申請時に、申請書類は要綱の「2. 必要書類」に記載された順に並べて申請して下さい。
- (d) 日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいいます。
  - (イ) 日本病理学会病理専門医研修認定施設および病理専門医研修登録施設
  - (ロ) 日本の大学歯学部、歯科大学およびその関連施設
  - (ハ) (イ)(ロ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む。）
- (e) 平成 23 年以降の歯科医籍登録者については別途要綱（案）を掲示しますので、これを参照してください。
- (f) 他、不明な点は事務局を通じて口腔病理専門医資格審査委員会に問い合わせてください。

〈平成 17 年度以前の歯科医籍登録者（従来受験資格）〉

1. 口腔病理専門医試験を受験しうる者は、日本病理学会口腔病理専門医制度規程により下記の資格すべてをそなえた者であること。
  - (イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること。

- (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
- (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること。
- (ニ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年以上の人体病理学を实践した経験を持ち、その期間中に次の各項の研修を修了していること。ただし、平成18年度以降厚生労働大臣の指定した臨床研修病院もしくは診療所における臨床研修（歯科医師法第16条の2第1項に規定）を行った場合、5年の実践期間のうち最高1年まで、この臨床研修をもって充当することができる。
  - (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖（剖検）を行い、病理解剖学的診断を附したものの10例以上経験していること。
  - (b) 口腔を含むいちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検1,000例（若干の術中迅速診断を含む）以上を経験していること。
  - (c) 細胞診の基礎能力を習得していること。
- (ホ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。
- (ヘ) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。

2. 口腔病理専門医試験に必要な書類は、次の通りである。

- 1) 口腔病理専門医試験願書（写真4×3cm 2葉、受験票を含む）
- 2) 資格審査申請書 2部（1部は写しで可）  
口腔病理専門医の資格があるかどうかを審査するのに必要な書類で、その記載内容が適正であり、誤りや不明な点がないよう留意すること。
- 3) 歯科医師免許証の写し 1部
- 4) 死体解剖資格認定証明書の写し 1部
- 5) 人体病理学についての業績（原著あるいは学会演題抄録）3編以上の別刷ないし写し 各1部
- 6) 病理解剖リスト 1部
- 7) 推薦書
- 8) 上記の臨床研修制度を利用した場合は、その修了証明書の写し 1部

3. 申請期間：平成25年4月1日より平成25年4月30日まで（消印有効）

試験実施日：平成25年7月27日（土）、28日（日）

試験会場：東京医科大学（病院ではありません）

〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1

4. 受験手数料として、30,000円を申請時前納すること（資格審査料10,000円 試験料20,000円）。

5. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料20,000円を納入すること。

6. 申請宛先

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5

聖堂前ビル7階

日本病理学会事務局

TEL：03-6206-9070 FAX：03-6206-9077

E-mail：jssp-admin@umin.ac.jp

※試験に関する郵送物の送付先は、学会登録連絡先と同じといたします。

変更がある場合は、必ずご連絡ください。

#### 口腔病理専門医試験申請に関する注意事項

口腔病理専門医試験受験資格申請について、書類の記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却、あるいは受験申請が受理されないことがあります。申請に当たっては以下の点に留意してください。

1. 死体解剖資格について

受験申請時に死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までに間に合わなかった場合は、受験資格は認められませんので、受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。

2. 剖検について

剖検は、いちじるしく片寄らない症例について申請者自らの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附した症例10例以上とします。申請される症例の重複や明らかな副執刀は認められません。

3. 業績について

受験資格に必要な業績は以下の内容が望ましく、学会発表の場合は必ず抄録の写しを添えて提出して下さい。

- (a) 業績3編のうち少なくとも1編は申請者本人が筆頭であり、また、少なくとも1編は“診断病理”等のしかるべき雑誌に発表された論文であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限り、かつ、3編は内容に重複がないものに限り、かつ、原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可です。

4. その他

- (a) 各申請書類には氏名の記載漏れがないかチェックして下さい。
- (b) 資格審査申請書の記載にあたっては別紙「記載例」を参照し、記載項目の中で、記載しきれない事項は備考欄を使用して下さい。
- (c) 申請時に、申請書類は要綱の「2. 必要書類」に記載

された順に並べて申請して下さい。

- (d) 日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいいます。
- (イ) 日本病理学会病理専門医研修認定施設および病理専門医研修登録施設
  - (ロ) 日本の大学歯学部、歯科大学およびその関連施設
  - (ハ) (イ)(ロ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む。）
- (e) 平成 17 年度以前の歯科移籍登録者である受験者は、5 年以上の人体病理学の実践期間が必要ですが、平成 18 年度以降に厚生労働大臣の指定施設における臨床研修を行った場合は、最高 1 年を限度としてこれを実践期間に充当することが可能です。この場合

は臨床研修の修了証明書の写し 1 部を添付して下さい。

- (f) 他、不明な点は事務局を通じて口腔病理専門医資格審査委員会にお問い合わせください。

日本病理学会口腔病理専門医制度運営委員会  
口腔病理専門医資格審査委員会

### 3. 会員の訃報

以下の方がご逝去されました。

打越 敏之 名誉会員（平成 25 年 3 月 3 日ご逝去）